

新潟市再生利用業の個別指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、再生利用業者の個別の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

(再生利用業の指定の申請等)

第2条 省令第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する再生利用業の個別の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、市長に対し再生利用個別指定申請書（別記様式第1号）による再生利用業の指定の申請を行わなければならない。

2 市長は、別表の指定の基準に適合していると認めるときは、再生利用個別指定業指定証（別記様式第2号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

3 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）が、その産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、市長に対し再生利用個別指定業変更指定申請書（別記様式第3号）により、指定証を添えて当該指定の範囲の変更の指定を申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合で事業の範囲の変更をするときには、第2項の規定を準用するものとする。

(指定証の有効期間等)

第3条 指定証の有効期間は2年とする。ただし、市長が必要であると認める場合は有効期間を変更することができる。

2 指定証は、その有効期間が満了する前に更新することができる。

3 指定証の更新を受けようとするものは、再生利用個別指定業指定申請書（別記第1号様式）に指定証を添えて申請しなければならない。

(再生利用業の廃止の届出等)

第4条 再生利用個別指定業者がその産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部若しくは一部を廃止するときは、再生利用個別指定業廃止届出書（別記様式第4号）に指定証を添えて届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出が業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出書)

第5条 再生利用個別指定業者は、再生利用業に係る次に掲げる事項に変更があった場合には、再生利用個別指定業変更届出書(別記様式第5号)により届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (3) 事務所または事業所の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 市長は、前項の届出により指定証の書き換えを必要とする場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付申請)

第6条 再生利用個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書(別記様式第6号)に、き損し、又は汚損した指定証を添付して、その再交付を申請することができる。

2 再生利用個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、直ちに市長に、これを返納しなければならない。

(指定証の返納)

第7条 再生利用個別指定業者は、別表の指定の基準に適合しなくなり、市長に指定を取り消されたときは、失効した指定証を直ちに市長に返納しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和53年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

別表 指定の基準（第2条第2項、第7条関係）

個別指定の基準	
再生輸送業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受けることとされていること。 したがって、対象産業廃棄物の運搬の再委託を受けることがないこと。 ・ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条各号に掲げる基準に適合するものであること。 ただし、再生輸送を業として行おうとする者が再生輸送を的確に遂行するに足る知識及び技能を有すると市長が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなすこと。 ・ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。 ・ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。 ・ 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。
再生活業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。 したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることがないこと。 ・ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条の5各号に掲げる基準に適合するものであること。 ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足る知識及び技能を有すると市長が認めるときは、同条第1号ロ（1）に掲げる要件に適合する者とみなすこと。 ・ 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。 ・ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。 ・ 再生活用の課程において生ずる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。 ・ 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。 ・ 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。 ・ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

新潟市長

様

住所

申込者

印

氏名(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

再生利用個別指定業指定申請書

新潟市再生利用業の個別指定に関する要綱第2条第1項の規定により産業廃棄物の再生利用個別指定の指定を次とおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業上の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		

担当者名	
連絡先	電話 -

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 6 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- 8 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 9 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類

様式第 2 号 (第 2 条関係)

番号

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

再生利用個別指定業指定証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号の
規定により、次のとおり再生利用個別指定業を受けたものであることを証明する。

年 月 日

新潟市長

印

記

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 事業範囲
 - (1) 再生活用及び再生輸送の別
 - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 取引関係

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

新潟市長

様

住所
申込者氏名 印
(法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

再生利用個別指定業変更指定申請書

新潟市再生利用業の個別指定に関する要綱第2条第3項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指 定 年 月 日			
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変 更 の 理 由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日			

担当者名

連絡先

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 6 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- 8 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 9 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

新潟市長

様

住所

申請者

印

氏名(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号

再生利用個別指定業廃止届出書

新潟市再生利用業の個別指定に関する要綱第3条第1項の規定により、再生利用個別
全部
指定業者の事業の 一部の 廃止について、次のとおり届出ます。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
全部 一部の の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

新潟市長 様

住所
申請者 印
氏名(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号

再生利用個別指定業変更届出書

新潟市再生利用業の個別指定に関する要綱第4条第1項の規定により、再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日		
指 定 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 事 項	変更前	変更後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取 引 関 係		